
研究資料

ニュージーランドのスポーツ振興策に関する考察：
地域におけるスポーツ振興の現状に着目して

齋藤 実¹⁾、ブレイク・ベネット²⁾

Sport Promotion Policies in New Zealand:
A Review of the Current State of Regional Sports Promotion

Makoto SAITO¹⁾, Blake Bennett²⁾

Abstract

In recent years, sport policy in New Zealand has attracted international attention for its production of positive results. Here the promotion of sport by national and regional sports bodies, and its relation to school based sport and physical education is noticeable. Accordingly, in this paper we investigated the state of regional sport in New Zealand in order to examine sport promotion policy and education in New Zealand. Results showed that sport promotion in New Zealand is aided by systems which make it easy for educational and regional sports bodies to share information; in addition to access of people, products or services and finances for the regional promotion of sport. Each organization is able to assess the best means of growing their respective sport based on this approach.

Key words : New Zealand, Sport Promotion Policy, Christchurch, Regional Sport

キーワード : ニュージーランド、スポーツ振興策、クライストチャーチ市、地域スポーツ

-
- 1) 専修大学スポーツ研究所 Institute of Sport, Senshu University
〒 214-8580 神奈川県川崎市多摩区東三田 2-1-1
- 2) カンタベリー大学 School of Sciences and Physical Education, University of Canterbury
20 Kirkwood Ave, Upper Riccarton, Christchurch 8041, New Zealand

1. はじめに

ニュージーランドは南半球に位置する島国である。北島と南島の二つの島からなる国の面積は、27万534平方キロメートルで、日本の約4分の3の国土を持つが、人口は約424万人（2013年国勢調査）であり、日本の約100分の3ほどである。人口密度は、日本が336.22人/平方キロメートルであるのに対して、ニュージーランドは16.88人/平方キロメートルである¹⁾。

近年、ニュージーランドのスポーツ政策が注目されている。その理由の一つは夏季オリンピックにおけるメダルの獲得数である。第30回オリンピック競技大会（2012/ロンドン）では13個のメダルを獲得し、そのうち6個が金メダルであり、国別順位は15位であった。人口当たりのメダル獲得率を比較すると、グレナダが約11万人に1個、ジャマイカが約30万人に1個に続き、ニュージーランドは約40万人に1個の割合であり、参加国中3番目の高率であった。なお、日本のメダル獲得率は335万人に1個の割合であった²⁾。

ラグビーの強国であることもニュージーランドのスポーツ政策が注目される理由であろう。ニュージーランドのラグビーユニオンへの登録クラブ数は600クラブであり、プレーヤーとしての登録者は146,893人、レフリーとしての登録者は2,255名である（2015年7月現在³⁾）。国民の約35%がラグビーユニオンに登録しているという計算である。その代表チームであるオールブラックスは、1987年に始まったワールドカップ（4年に1度）において、これまでの7回の開催中2回の優勝、2位1回、3位3回を誇り、現在も世界ランキング1位に位置している（2015年8月現在⁴⁾）。

また、ニュージーランドは国民のスポーツ参加率が高い国としても知られている。日本の成人における週1回のスポーツ参加率は47.5%（2014年）であったのに対し⁵⁾、ほぼ同時期に行われたニュージーランドの身体活動およびスポーツ活動調査では、74%（2013-14年）の成人が週に1回以上スポーツもしくはリクリエーションに参加したことが報告されている⁶⁾。また、併せて1年間に100万人

の成人がスポーツとリクリエーションのボランティアに参加したことも報告されており、これは全国民の約1/4に相当する数である。

このように、ニュージーランドにおいてスポーツが広く市民の生活に浸透している背景には、国や地域におけるスポーツ振興方策や、学校体育および学校スポーツが関わっていると想像するに難くない。そこで、本稿では地域スポーツの現状について、ラグビーを始めとするスポーツの最も盛んな地域であるカンタベリー地域で最大の都市であるクライストチャーチ市に焦点を当てて調査を行った。

II. クライストチャーチ市の規模と公営のスポーツおよびリクリエーション施設

クライストチャーチ市は、南島の東海岸中央に位置するニュージーランドの第2の人口を持つ市である。人口は341,469人で、市の面積の全体は1,426平方キロメートル、都市部とされる範囲は608平方キロメートルである⁷⁾。ニュージーランドで最も広いカンタベリー平野にある当市では、市内の至るところにラグビーグラウンドが複数面確保できるような天然芝の広大な公園を数多くみることができる。

一例として、人口が近い神奈川県川崎市多摩区および東京都町田市とクライストチャーチ市を比較する^(※1)。多摩区の人口は204,424人であり区の面積は20.5平方キロメートル、人口密度は9,971.9人/平方キロメートルである⁸⁾。一方、町田市の人口は426,222人であり、市の面積は71.6平方キロメートル、人口密度は5,948.5人/平方キロメートルである⁹⁾。クライストチャーチ市の人口密度が市全体の面積あたりでは239.5人/平方キロメートル、都市部の範囲で算出すると561.6人/平方キロメートルであり、クライストチャーチ市の人口密度は多摩区に対しては約1/18、町田市に対しては1/10である（都市部の範囲の人口密度で算出）。このことから、日本の市と比較してカンタベリー市が広大な土地をベースに街づくりがな

されていることが想像できる。このことは、市が有する公園の数ならびに面積の差にも反映している。多摩区の公園面積は1.57平方キロメートル、区民一人当たりの公園面積は8平方メートル、町田市の公園面積は3.89平方キロメートル、市民一人当たりの公園面積は9平方メートルであるのに対し、クライストチャーチ市の公園面積は78.31平方キロメートル、市民一人当たりでは229平方メートルであり、一人当たりの公園面積は日本の両市と比較して20倍以上である（表1）。

市が管理する総合スポーツ施設（Recreation &

Sport Facilities）は10箇所あり、それぞれに広大なグラウンドとフィットネスジム、テニスコート、ならびにプールなどが備わっている（資料1）。スポーツ施設として管理されているグラウンド（Sports Grounds and Parks）は82箇所あり、それぞれのグラウンドは区分けされて各競技団体に貸し出されている⁷⁾。区分けされたグラウンドの数は337面にもおよび、調査時（冬季）においては、ラグビーユニオン（100面）、ラグビーリーグ（35面）、サッカー（194面）、ホッケー（8面）が使用していた。また、自転車(Bike)のコースとして、ファ

表1 クライストチャーチ市と日本の市区の人口および面積の比較

	クライストチャーチ市 ニュージーランド		神奈川県川崎市多摩区 日本	東京都町田市 日本
人口	341,469人 (2013年)		204,424人 (2013年)	426,222人 (2014年)
面積 人口密度	市全体	都市部	20.5km ² 9971.9人/km ²	71.6km ² 5948.5人/km ²
	1,426km ² 239.5人/km ²	608 km ² 561.6人/km ²		
公園面積	78.31km ²		1.57km ²	3.89km ²
公園数	973		156	684
一人あたりの公園面積	229m ²		8m ²	9m ²
面積あたりの公園の割合	5.5%、12.9%		7.6%	5.4%



資料1 クライストチャーチ中心部にあるスポーツ公園 [Jellie Park]

Jellie Park はクライストチャーチ市の大型スポーツとリクリエーション施設の一つ。

サッカー2面分の天然芝のグラウンドと、屋内外のプールとフィットネスセンターがある他、Sport NewZealandのハイパフォーマンスセンターも隣接している。

ミリーサイクリングコースが5箇所、マウンテンバイクコースが26箇所、ロードサイクリングコースが5箇所登録されている。なお、市街地の主な道路には自転車専用レーンがあり、通勤や通学に自転車がよく利用されている。

その他にも、市ではアクティビティ (Activities) の名で様々なリクリエショナルスポーツの施設を運営している。バスケットボールのハーフコートが39面、フルコートが5面、BMXのトラックが4箇所、馬術場が3箇所、ゴルフ場が3箇所、遊歩道が18箇所、またロッククライミング、ペタンク、オリエンテーリング、フィッシング、スケートボードとインラインスケATINGの施設が運営されている。また、ウォータースポーツにも力を注いでおり、ボートランプが12箇所 (内、無料が7箇所)、栈橋が3箇所、カヌー発着場が7箇所運営されている。その他にも、ネットボールや卓球、バドミントンなどの専用施設があり、加えて学校のグラウンドや体育館もスポーツ施設として貸し出され、市民やスポーツクラブが積極的に活用している (資料2)。

III. 就学期間中におけるスポーツおよびリクリエーション実施の機会

1. ニュージーランドの義務教育期間

天然芝のグラウンドをはじめとするスポーツおよびリクリエーションの施設が充実しているニュージーランドでは、就学期間においてそれらを利用してスポーツを実施できる時間が確保されている。

義務教育は6歳から16歳の期間であり (就学状況で18歳まで義務教育を受けることができる)、5歳の誕生日からプライマリースクール (小学校) への入学が許可される。プライマリースクールは11歳までのスクールと、11歳から13歳までの中学校にあたるインターメディエイトスクールを兼ねたフルプライマリースクールがある。13歳から18歳はセカンダリースクールとなるが、義務教育は16歳までのためそれ以降は任意進学となり、大学までの進学を希望する場合はそれ以降の過程に進む。学校はプライマリースクールもセカンダリースクールも4学期制をとっており、1学期は



資料2 クライストチャーチネットボールセンター

36面のアウトドアコートと2つのレセプションルーム、医務室を備えている。ニュージーランドにおいてネットボールは人気のあるスポーツの一つで、主として女子が行うスポーツとして各学校の体育の授業科目としても扱われている。Sport NewZealandが指定する戦略的強化スポーツの一つであり、カンタベリー地域では当センターを拠点に強化が行われている。

1月下旬～4月上旬、2学期は4月下旬～7月上旬、3学期は7月下旬～9月下旬、4学期は10月中旬～12月中旬である。

2. プライマリースクールおよびセカンダリースクールにおけるカリキュラムの特徴

ニュージーランドの学校運営は、日本のそれとは異なっている。教育省がナショナルカリキュラム (the New Zealand Curriculum) を作成し (資料3)、公立の学校は政府からの資金援助を受けているが、学校運営は各学校の学校理事会 (Board of Trustees) が行う自律的 school 経営システムで行われている。理事会は原則として保護者代表、校長、教職員代表、共同選出、理事会指名委員、生徒代表で構成されており、各学校の特色や地域コミュニティの特色に配慮をすることも、理事会の役割に盛り込まれている¹⁰⁾。教科書や検定制度は存在しないため、授業の内容や構成、教材、地域リソースの活用など、すべて担当の教師や学校の裁量に任されている。

ニュージーランドのカリキュラムでは、いずれの科目においても、第1学年 (year1) から第13学年 (year13) の8つの学年に対し、7つの学習領域 (言語、数学、科学、技術、自然科学、芸術、保健体育) の達成段階 (stages of cognitive attainment) が示されている¹¹⁾。また、授業においては「生活と生涯学習の実行力 Capabilities for Living and Life long Learning」を目指すこととし、その「キーコンピテンシー (鍵となる特質性) :Key Competencies」として、思考 (thinking)、言語・記号・テキストの活用 (Using Language, Symbols and Text)、自己管理 (Managing Self)、他者と関わる能力 (Relating to Others)、参加と貢献 (Participating and Contributing) の5つが設定されている (2007年～)。教員はキーコンピテンシーに対する貢献を求められ、教員の評価ポイントとしても重要視されており、保健体育領域の科目においてもキーコンピテンシーの向上を目指したプログラムの工夫がなされている。



資料3 ニュージーランドカリキュラムの冊子
(左 1993 年開始、右 2007 年開始)

ニュージーランドの各学校では、教育省が作成したニュージーランドカリキュラムを元に授業が行われるが、教材や教具をはじめとする授業に関わる全ての内容は、各学校の裁量に任されている。

3. プライマリースクールおよびセカンダリー

スクールにおける保健体育領域のカリキュラムの特徴

ニュージーランドにおける現行の保健体育のカリキュラムは大きく二つの特徴的な視点から考えられている。その一つは、社会性に関する視点 (Socio-Critical)、もう一つは二文化 (Bi-Cultural) の視点である¹²⁾。これは、ニュージーランドの国家の成り立ちや、現在も進められている移民政策に起因しており、保健体育がニュージーランドの教育において、文化的な側面を踏まえた社会的スキルを身につけるために重要な役割を担っていることが報告されている¹²⁾。

ニュージーランドにおける保健体育領域 (Health and Physical Education) のカリキュラムには次の4つの基本概念が挙げられている。「健康 (well-being, Hauora)」、「心構え、価値観 (Attitudes and values)」、「社会環境的視点 (The socio-ecological perspective)」、「ヘルスプロモーション (Health promotion)」。

この概念で最も特徴的なのはマオリ文化由来のハウオラ (hauora) に基づいて健康の概念を設定しているところである¹¹⁾。ハウオラが教育へ導入された時期は比較的最近で、1999年に改正されたカリキュラム (ministry of education) に採用されたのが最初である¹³⁾。

ハウオラとは健康と訳せるマオリ語であり、(1) タハ・ティナナ (taha tinana= physical health; 肉体的健康)、(2) タハ・ヒネンガロ (taha hinengaro= mental health; 精神と情緒の健康)、(3) タハ・ファナウ (taha whanau= family health; 家族の健康)、タハ・ワイルア (taha wairua= spiritual health; 精神的健康)の4つの要素で構成されている。タハ・ティナナは、「物理的な肉体とその成長と発達、運動能力およびケア方法」を、タハ・ヒネンガロは、「首尾一貫した思考過程、思考と感情の認識と表現、前向きな対応」を、タハ・ファナウは、「家族関係、友情、その他の人間関係、帰属・共感・思いやりの気持ち、社会的支援」を、タハ・ワイルアは、「人々の生き方を決定づける価値観や信念、人生の意味と目的の探求、個人のアイデンティティと自己認

識」を意味する^{14,15)}。これらの基本概念は、体育・保健体育科の基本概念のベースであるとともに、ニュージーランドの人々の well-being の概念としても普及している。

また、ニュージーランドはオリンピック教育を学校のカリキュラムと密接に結びつけて実施している国としても注目されている^{14,16)}。教育省 (Ministry of Education) は保健体育領域の基本概念の一つである「心構え、価値観 (Attitudes and Values)」の解説としてオリンピック観念 (Olympic Ideals) を取り上げ、ハウオラ、あるいはマオリ文化と密接な関連があるとした上で、保健体育の授業において文化に基づいた「心構え、価値観」の指導をするよう提案している¹⁷⁾。ニュージーランドでは、国民意識としてマオリ文化を建国の基礎として捉えるようになって久しく¹⁸⁾、ラグビーのニュージーランド代表チームのオールブラックス (All Blacks) のパフォーマンスとしても世界的に知られるハカ (試合前に行われる民族舞踊) のように、マオリ文化はスポーツを通じて国民に受け入れやすいものとなっている。そのため、マオリ文化と密接な関連があると解説されているオリビズムも、国民にとって理解しやすく受け入れやすい概念であったと推察できる。

教員および学校は、明示されている達成目標やキーコンピテンシーの獲得に到達できるよう、独自に教材や教具、教場を選択・確保して授業を実施している。スキーやマリンスポーツのような特別な授業を計画することもあり、特別授業に子どもが参加する際には、保護者に対して追加の教材費や研修費を徴収したり、また保護者に授業補助を依頼することも多く、保護者も積極的に授業補助を行っている。

体育の領域においては、領域に関する各種情報の提供者として、スポーツ・ニュージーランド (Sport New Zealand) や地域スポーツトラスト (Regional Sports Trust) があり、それらが優秀な学校や教員に対して補助金を出すシステムを持つなど、学校と直接的な関係を有している。また日本の中学校・高校体育連盟に相当するセカンダリースクールスポーツ評議会 (New Zealand

Secondary Schools Sports Council)¹⁹⁾ や、プライマリースクールのスポーツ組織（カンタベリー地方では、Primary Sports Canterbury²⁰⁾ が組織されている）があり、こちらも学校体育や課外スポーツと密接に関係している。これらの組織は、各地区のスポーツトラストや地域トラストから独自に資金を得て活動を行っている。これらの組織が主催する地域の競技会には、学校から代表が選抜されて出場している。競技会の上位チームが地域代表として全国大会に出場するスポーツもある。

保健の領域においては、学校安全や防災教育について地方の行政組織から情報提供を受けたり、地域の保健局（Health Board）から子どもの健康指導者を派遣してもらうなど、こちらも密接な関係を有している²¹⁾。教員は国レベル、あるいは地域レベルの組織から情報提供を受動的に得るのではなく、そのような組織が開講する研修会に積極的に参加して資格の獲得や情報収集を行い、研鑽を積んでいる。

4. プライマリースクールおよびセカンダリースクールにおける体育の授業とスポーツの機会

① プライマリースクール

ニュージーランドの学校は学校理事会が中心となった自立的学校経営システムで運営されている。それぞれの科目には2～4年の幅を持たせ、学校ごとに重点科目や教材を決定することができる。各科の授業時間数も各学校が自由に決めており、日本のように年間や学期間の時間割は一定に定められていない。言語、数学は定期的な時間割で授業が行われることが多いが、その他の学習領域はいわゆるワークショップ型で授業が行われることも多い。

ここでは、クライストチャーチ市のMerrin Schoolの時間割を例として示す（2015年8月現在）。Merrin Schoolは第8学年（12歳）まで通学できるフルプライマリースクールである（資料4）。全校児童・生徒数は390名であり、校庭にはサッカー場2面ほどの天然芝グラウンドと遊具として



資料4 クライストチャーチ市の公立プライマリースクール [Merrin School]

クライストチャーチ市内のいずれのプライマリースクールにおいても天然芝の広大な校庭が広がっている。放課の時間になると、保護者が迎えにきて校庭に集まってくる（右上）。Merrin SchoolではSportCanterburyが提供するプログラムである「SportsStart」を採用して、体育の授業を行っている（右下）。

のアスレチックジムが2機、バスケットボールコート1面がある。体育専用の屋内施設は設置されていない。

Merrin Schoolでは、1日に4つの授業時間(Learning Time)が設定されている。8時55分から10時40分まで(105分)の1時間目の授業を終えると、20分間の休み時間(Morning Tea)がとられる。ここでは、持参したマフィンやクッキー、ポテトチップスなどの間食を行ったり、校庭で自由に遊んだりしている。2時間目は11時から12時まで(60分)で、12時から12時45分まで(45分)が昼休み(Lunch Break)。3時間目は12時45分から13時45分(60分)、15分の午後休み(Afternoon Break)を挟み、4時間目が14時～15時(60分)の時間で行われる。それぞれの児童・生徒には特定の机と椅子はなく、行われる授業によって教室を移動していく。

調査時において、定期的な保健体育領域の授業としては、ウィンタースポーツが実施されていた。ウィンタースポーツは第5学年(Year5、9歳)から第8学年(Year8、12歳)で実施されており、毎週金曜日の3、4時間目を使って行われていた。児童・生徒はバスケットボール、ネットボール、ホッケー、サッカーの4種目から一つの種目を選び、それぞれにチームを作って近隣のプライマリースクールと対抗戦を実施していた。近隣への移動には毎回バスを安価にてチャーターしていた。対抗戦の成績は学校が独自に運営するウェブサイトに掲載され、いつでも保護者や地域の市民が閲覧できるようにアップデートされていた。なお、ウィンタースポーツの期間においては、教室においてチーム編成や戦略に関して意見交換をする時間も確保されていた。当該期間においては、ゲームと称し、週に2～3回、1時間目の時間にスポーツをする時間が設けられていたが、これは目覚まし教科としての位置付けであり、時間としては約15分間程度であった。

また調査期間において、水泳の授業のアナウンスがなされていた。9月中の2週間にわたり、地域のスイミングスクール(Canterbury Swim School)を一定時間貸し切りにして、全校の児童・

生徒が水泳の授業を行うもので、この期間中は決められた時間に毎日水泳のレッスンを専門家が行う、とされていた。学校からスイミングスクールまでのバスでの移動時間、水泳に関する講義を含め、約2時間が確保されていた。

Merrin Schoolの体育の授業においては、地域スポーツトラストであるスポーツ・カンタベリー(Sport Canterbury)が提供しているプログラムであるスポーツ・スタート(SportsStart)が採用されていた。スポーツ・スタートはスポーツ・ニュージーランドの地域スポーツ戦略(Community Sport Strategy)において位置付けされているスポーツの導入期(Explore)から精錬期(Refine)に相当する時期のスポーツプログラムで、具体的なプログラムガイドも発刊されている(資料5)。また、このプログラムの実践にあたり、スポーツ・カンタベリーによるワークショップである「Physical Literacy Professional Development Programme」が開講されていた。本プログラムは教員やスポーツクラブのコーチ、アシスタントが受講することが可能とされていて、学校体育と地域のスポーツが一貫したプログラムで実践されていることが伺える。

②セカンダリースクール

ここでは、クライストチャーチ市のBurnside High Schoolを例として示す。Burnside High Schoolの全校生徒は2,600名で、16.2ヘクタールの敷地を持つ、公立校としては南島最大の共学高校である。14ブロックの校舎があり、体育・スポーツ施設としては2つの体育館と舗装された広場、広大な天然芝グラウンドが広がっている(資料6)。この広場やグラウンドではラグビー、サッカー、ホッケー、クリケット、ネットボール、テニスなどが複数面を使って行うことができる。体育館ではバスケットボールやバレーボールなどが行われており、ロッククライミングのウォールも設置されている。プールには複数台のカヤックが教材として用意されていて、水泳としてだけでなく、幅広くウォータースポーツを捉えて学習している様子が伺える。



資料5 地域スポーツトラストが作成したスポーツプログラム [SportsStart]

SportsStart は 2015 年までに 2 冊刊行されている。各年代における発育・発達のための適切な運動学習についての解説とともに、WARM UP、FUNDAMENTALS、GYMNASTICS、ATHLETICS、INVASION GAMES、STRIKING & FIELDING GAMES、NET & WALL GAMES、TARGET GAMES からなる 8 つのカテゴリーの具体的なスポーツプログラムが解説されている。



資料6 クライストチャーチ市の公立セカンダリースクール [Burnside High School]

ニュージーランドの南島で最も生徒数の多いセカンダリースクールである Burnside High School は、ラグビーの強豪校としても知られている。また、音楽やダンスなどの芸術系の生徒活動も活発であり、構内の劇場であるオーロラセンター（右上）では、頻りにコンサートなどのイベントが行われている。

充実したスポーツ施設を持っており、体育館が 2 つ、うち一つの体育館にはボルダリングボードが備わっている。また複数のコートが確保できる天然芝の広大なグラウンド（中央下）とフィットネスジム（中央上）、2 つのダンス場（左下）、プールがある。プールにはカヌーが教材として置かれていた。

ニュージーランドのセカンダリースクールには、体育教員の他にスポーツコーディネーター (Sports Co-ordinator) が配置されており、学内におけるスポーツの諸活動やスポーツイベントを調整する他、近隣のスクールや地域スポーツトラストやセカンダリースクールスポーツ評議会、地域のスポーツクラブなどと連携を取りながら、学校の課外スポーツを運営している。Burnside High School にも1名のスポーツコーディネーターが敷設の体育館内にオフィスを構え、学内および学外のスポーツのコーディネートをを行っている。学内のスポーツの情報提供は、学校のウェブサイトを通じて頻繁に行われている。

セカンダリースクールは第9学年から第13学年であり、第9および10学年が義務教育期間に相当する。当該期間においては、ナショナルカリキュラムの対象となり、そのカリキュラムにおいて保健体育科の授業が行われる。授業回数は週によって異なることがあるが、概ね2回/週の体育実技と1回/週の理論の授業が行われている。授業で行われる種目については学期ごとにテーマに合わせて選択される。

また、Burnside High School のあるクライストチャーチ市は、ユニークな取り組みがなされている。水曜日の午後をスポーツデーとし、地域のすべての学校が一律2時30分に授業の全てが終了するように定められている (通常は2時40分終了)。スポーツデーでは、スクールスポーツカンタベリー (School Sport Canterbury) やその他の地域スポーツ連盟が主催する競技会や対抗戦が行われている。スクールスポーツカンタベリーでは、陸上、体操、テニス、バドミントン、ロードレース (自転車)、タッチラグビー、クロスカントリー、スキー、スノーボード、バレーボール、馬術、スカッシュ、ゴルフ、水泳の14種目のチャンピオンシップをコーディネートしている。また、近隣の学校との対抗戦などの競技会もコーディネートしており、その競技会は夏季スポーツと冬季スポーツに分けられて運営されている。どのスポーツにおいても、各学校で複数のチームを作ることが許されているため、競技会に出場できない生徒

はいない。この補欠を作らない仕組みは、ニュージーランドの他の地域においても同様である²²⁾。Burnside High School においても、スクールスポーツカンタベリーが主催するほぼ全てのスポーツに参加することができるように学校内のクラブが作られており、コーディネーターのもとに、シーズン毎に様々なスポーツを楽しんでいる。なお、Burnside High School では、合唱団、合奏団、文化系クラブとともにスポーツクラブは特別カリキュラム (Extra Curricular) として位置付けられている。

どのスポーツを行うのかは、基本的には term ごとに申し込みを行う。また、夏季種目と冬季種目が設定されているため (両季節に競技会が実施されている種目もある)、在学中に様々な種目に触れることが可能である。水曜日のスポーツ参加に加え、土曜日に競技会が行われることが多く、特別カリキュラムでスポーツを選択した生徒は、その2回に加え昼休みを利用して練習やミーティングを行うことはあるが、日本の部活動のように、指導者のもと毎日集合して練習するようなクラブはない。ただし、強化対象となっているクラブやより高いレベルを目指す生徒は、集合日以外にもウェイトトレーニングルームを使って体力強化を図ったり、学校外で籍をおくクラブにおいて練習に励むなど、豊富な練習量を確保している。

5. 子どもに関する法的制度が創出する地域

スポーツへの参加の機会

ニュージーランドにおける子どもに関する法的制度は、子どもを地域スポーツに参加しやすくさせている。

①入学試験がないことによる放課後の時間の確保

ニュージーランドでは第9学年である13歳になるとセカンダリースクールに入学する。ほとんどが公立学校であり、進学に当たっての入学試験はなく、基本的に学区内のすべての子どもが進学することが可能である。なお、セカンダリースクールには「High School」あるいは「College」という名がつけられている。

セカンダリースクールでは、3年間（第9学年から第11学年）が義務教育に相当する。義務教育はこの時点で修了し、その後は「セカンダリースクールを継続して第12学年以降に進む」、「ポリテクニク（国立高等専門学校）や専門学校へ進学する」、「就職する」の3つの進路を選択する。近年では、ほとんどの学生が第13学年まで在学するようになってきている。

ニュージーランドの学校制度において入学試験は存在しないが、子どもの学力の指標として National Certificate of Educational Achievement (NCEA) という全国共通の学力試験が行われている。第11学年になると、Level 1-NCEA を受験し、この試験において義務教育修了の資格が認められれば、第12、13学年には通わず、退学することができる。この Level1-NCEA の結果は、その後の進学出願の際に学歴として提出しなければならない。また、第12学年終了後に行われる Level2-NCEA、第13学年終了時に行われる Level3-NCEA において、将来大学やポリテクニクで専攻する予定の学科で、必修基礎科目として指定される科目を受験しておく必要がある。単位の取得状況、成績によって大学への進学の可否が決定する。大学入試の制度はないが、進学を希望する場合は、第12学年以降にそれを見越して単位 (University Entrance) の取得に励まなければならない。なお、大学への進学率は高校卒業生で約25%程度とされているが、社会人を経てから大学に入学したり、定期的に大学に通わずに通信制で通っている学生も少なくなく、単純に日本の統計と比較することは難しい。

全国共通の学力試験はあるものの、中学校、高等学校、大学において入学試験のないニュージーランドでは、入学試験のための学習塾はほとんど存在していない。また、日本の中学3年生、高校3年生のような受験勉強による集中学習期間もみられない。このような教育環境のもと、15時前後に放課となった後は、自由時間が多く確保されている。

② 14歳未満の子どもは常に保護者の監督が必要

15時前後の放課後、多くが帰宅することになるが、ニュージーランドでは法律において「14歳未満の子どもは適切な保護者の監督下と世話なしで一人にさせてはならない」ことが定められている²³⁾。そのため、多くの保護者はその時間に合わせて退社し、学校まで迎えに行く、あるいは子どもを自宅に迎え入れている。保護者が退社することについては、法律にて子どもの保護が定められていること、また労働条件や勤務規律が日本のそれと異なり、子どもの保護のための退社を認めない場合、会社に対する罰則も定められており、全く一般的である。子どもは保護者の目が行き届いている環境において、近隣の広大な公園にて友人とスポーツに興じたり、家事の手伝い、宿題をするなどをして過ごしている。また、放課の時間に合わせて、スポーツやリクリエーションをはじめとする様々なクラブやアフタースクール講座が開講されていて、そちらに保護者が送迎を行って放課の時間を過ごすことも多い。それらのクラブは週1～2回程度の頻度で開講されていることが多いため、複数のクラブに所属している子どもも少なくない。また、前項にて紹介したように、Secondary School には週2～3回程度行われる学内のスポーツ系、文科系の課外クラブがあり、それに所属して放課を過ごすことも多い。

③ 長期休暇とホリデープログラム

学期 (Term) 間の休暇においても、多くの子どもたちがスポーツやリクリエーションに参加している。ニュージーランドは4学期制を採用しており、学期間の休業期間はそれぞれ、春季休業17日、夏季休業41日、秋季休業18日、冬季休業17日であり、合計100日間の休業日を設けていた (2015年)。日本の休業期間は85日間 (2014年) であったことから、15日ほどニュージーランドの方が長いことになる。休業期間においては、14歳以上の子どもは保護者の監督なしで過ごしても法律上の問題はないが、それ以下の年齢の子どもは保護者の監督のもとに置く必要がある。夫婦共働きや母子家庭、父子家庭が多いニュージーランド

では、休業期間中は職業生活を引退した祖父や祖母などの親族のもとに子どもを預けたり、夏季休暇を数週間に渡って取得し、子どもとともに休暇を過ごすなどしている²⁴⁾。また、休暇中には各地域において様々なホリデープログラムが展開されている²⁵⁾。

ホリデープログラムには、博物館や美術館、図書館等の社会教育機関をはじめとする学術的プログラムや、農家や牧場、養殖場といった農業や畜産の体験プログラム、さらには教員が個人で展開しているプログラムも展開されており、多様性に富んでいる。日本と比較すると、ニュージーランドでは予備校のような学校の授業に関する補習プログラムが見られないのは特徴的と言えるだろう。これらは休業前に公的なウェブサイトを中心として公募されている。大半のプログラムは、朝方に現地に連れて行き、午後に迎えに行くまで預かるという形式をとっており、休業中の子どもを預ける場として機能している²⁴⁾。

スポーツとリクリエーション関係のホリデープログラムも盛んに開講されている。クライストチャーチ市があるカンタベリー地方のスポーツトラストである Sport Canterbury では、5歳から13歳までのホリデープログラムとして”Active Kids Holiday Programmes”を定期的の開講している²⁵⁾。このプログラムは休業中の学校のスポーツ施設やスポーツ公園を利用して行われている。Sport Canterbury の専任スタッフによって行われるこのプログラムは、子どものスキルの発達やコーディネーション能力の向上を促すことを主な目的としている。プログラムは月曜日から金曜日までの5日間連続で実施され、1日（午前と午後）、午前のみを選ぶことが可能である。有料であり、1日プログラムを受講する場合は NZ\$170 であった（2015年）。その他にも、市内の各スポーツクラブにおいてホリデープログラムが展開されており、5日間に渡って1日中スポーツに興じるプログラムも多数開講されていた。各クラブはウェブサイトや Facebook などのソーシャル・ネットワーク・サービスを積極的に活用して公募を行ったり、プログラムの実施報告を掲載するなど、参加者との間の

コミュニケーションを活発に行っている。

④ 犯罪の予防策としてスポーツ

ニュージーランドでは、休業中の子どもの犯罪防止策としてスポーツへの参加を推奨しているところも興味深い点である。ニュージーランド警察（New Zealand Police）は、子どもの犯罪の予防（Crime prevention）の方法として、休業期間中は「スポーツへの活動への参加」をさせることを明記しており、その理由として「スポーツなどの活動に積極的に参加すれば、犯罪に巻き込まれる可能性は低くなる」ことをあげている²⁶⁾。このことは、ニュージーランドにおけるスポーツの社会的な位置付けが高い事例の一つと言えよう。

IV. 地域におけるスポーツ振興

1. 地域スポーツトラストの活動ー

Sport Canterbury の活動

ニュージーランドの地域レベルのスポーツ振興では、地域スポーツトラスト（Regional Sports Trust）がその役割を担っている（図1）。地域スポーツトラストは、文化・遺産省（Ministry for Culture and Heritage）のスポーツ & リクリエーション局（Sport & Recreation）のもとにある政府認可法人であり、ニュージーランドのスポーツ政策の中心的役割を持つスポーツ・ニュージーランド（Sport New Zealand）と直接的な連携関係を持っている。地域のスポーツをナショナルレベルに繋ぐ、あるいはナショナルレベルの施策を地域に繋ぐ重要な役割を持っている。また、2011年に既存の強化システムから新たに立ち上げられたハイパフォーマンススポーツニュージーランド（HPSNZ: High Performance Sport New Zealand）とも連携し、地域のタレントの発掘や育成を行っている。また、地域スポーツトラストは、スポーツクラブを対象に活動をしているだけでなく、学校体育にも支援を行っている²⁵⁾。

クライストチャーチ市のあるカンタベリー地区のスポーツ振興は、スポーツ・カンタベリー（Sport

Canterbury) が担っている²⁶⁾。スポーツ・カンタベリーはクライストチャーチ市の他、カンタベリー地区に4箇所のオフィスを持っている。クライストチャーチオフィスにはコミュニティスポーツチーム (Community Sports Team)、身体活動

チーム (Physical Activity Team)、ビジネスチーム (Business Team) の3チームがあり、それぞれ9名、9名、8名の専任スタッフが配属されている。スポーツ・カンタベリーの活動は、コミュニティスポーツ (Community Sports) と緑の処

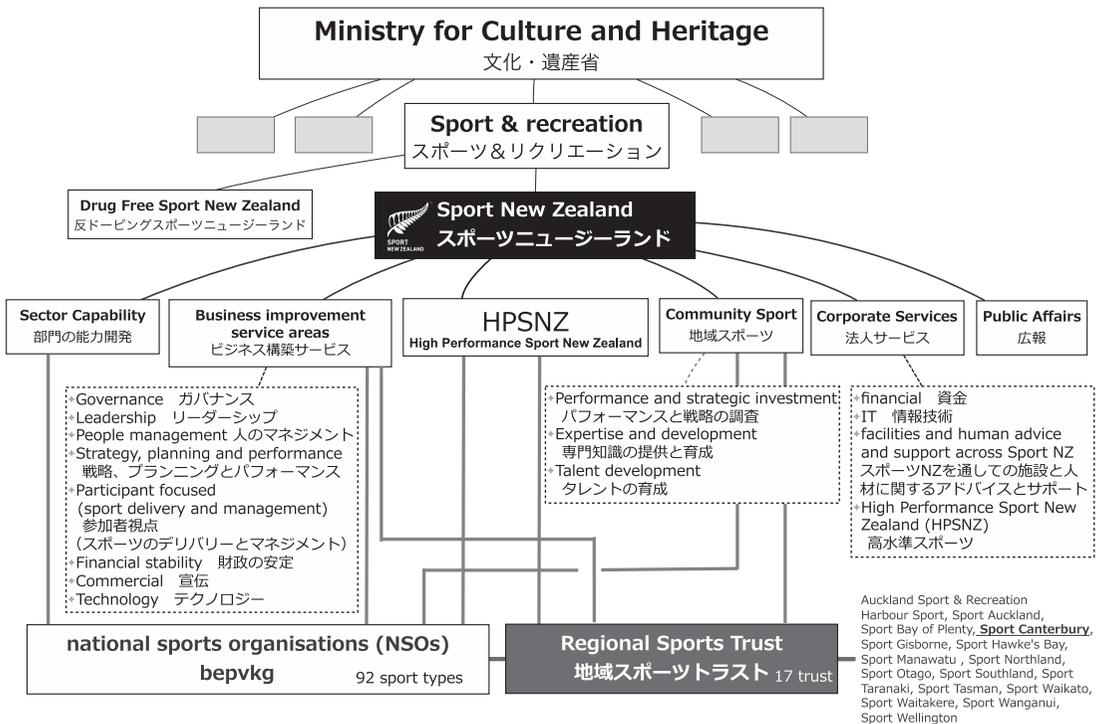


図1 ニュージーランドのスポーツ組織体制図 (調査に基づき作成)

方箋 (Green Prescription) に分けて一般に紹介されている (図2)。コミュニティスポーツで特徴的なのは、教員に対する情報提供が行われているところである。プライマリースクール、セカンダリースクールの教員は、スポーツプログラムの研修や教材に関する情報を、地域スポーツトラストから得ることができるようになっている。また、地域スポーツトラストから、直接学校に資金の助成が行えることも特筆すべき仕組みの一つである。キウイスポーツ (KiwiSport) は1988年に始まったスポーツ振興プログラムで、プライマリースクールまでを助成の対象としている。このプログラムにより、地域スポーツトラストは支援を必要としている学校やクラブに直接助成金を支給することが可能となった。学校は、学校の体育やスポーツのイベント、施設の改修など資金を必要とする際に地域スポーツトラストに対して資金の申請を行っている。

コミュニティスポーツが主として子どもやスポーツクラブを対象としたスポーツ振興を行っているのに対して、緑の処方箋では中高年の健康の

維持・増進を目的に活動を行っている。専門家が各地域のスポーツ施設などで健康指導を行ったり、健康相談やリハビリテーションプログラムの指導を定期的に行っている²⁷⁾。

2. 地域スポーツクラブの活動—ラグビークラブの活動

ニュージーランドの国技はラグビーである。クライストチャーチ市のあるカンタベリー地方はラグビーが強い地域としても知られている。カンタベリー地方のラグビー振興はカンタベリールグビーユニオン (Canterbury Rugby Football Union) が担っており、当組織には47クラブが加盟している²⁸⁾。それぞれのクラブは、シニアのトップチームを頂点とし、複数のジュニアチーム、女子チームで構成されている。例えば、市の中心近くにあるバーンサイド公園を拠点とするバーンサイドラグビーフットボールクラブ (Burnside Rugby Football Club)²⁹⁾ は、トップチームである Burnside Battlers を筆頭に、6つのシニアチームと1つの女子シニアチームがあり、その下に29

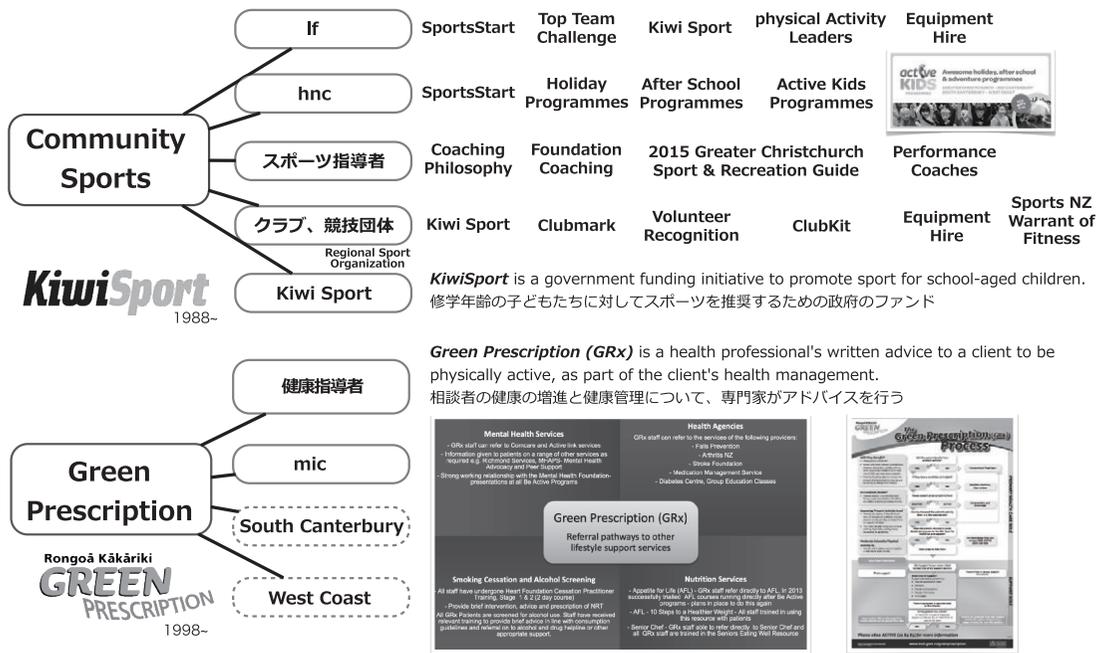


図2 地域スポーツトラストのスポーツ推進活動 [Sport Canterbury] (ウェブサイトより作図)

ものジュニアのチームが作られている。最も年齢の若いチームは6歳以下のチームであり、タッチラグビーなどの形式で練習が行われている。各種大会において、各クラブで1つという出場枠でチームを構成しておらず、選手として登録しているすべての者が、それぞれのレベルに応じて他のクラブとのリーグ戦や対抗戦などのゲームに参加できるように運営されている²²⁾。各世代のトップレベルは全国規模の大会に参加したり、あるいは地域選抜に選ばれた選手は、地域代表として他の地域との対抗戦に出場している。また、クラブのシニアトップチームからカンタベリー地方代表に選抜されると、ニュージーランドで最も権威のある州代表対抗戦（ITMカップ）に出場でき、さらに1996年から南アフリカ、オーストラリアのクラブとともに行われているスーパーラグビー（Super Rugby）に参加しているクラブにスカウトされたり、ニュージーランド代表チームのオールブラックスのメンバーへの選出へと繋がっている。

ニュージーランドの各スポーツクラブの多くは専用のクラブハウスを持っており、バーンサイ

ドラグビーフットボールクラブにおいては結婚式も執り行われるほどのクラブハウスを有している（クラブ広報による）。ニュージーランドのクラブ文化については本稿での記述は避けるが、バーやカフェまでも備わっているラグビーのクラブハウスのラウンジには、ゲームデーや週末になると子どもから高齢者までが集い、社交的に時間を過ごしている。クラブは会員の社交場としてのみならず、2011年のクライストチャーチの震災の際には、クラブハウスが避難所として機能し、ライフラインが回復するまでの水の供給やクラブメンバーが周辺建造物の修復、地域の清掃のボランティアを行ったことが報告されている³⁰⁾。また、その際にクラブがメンバーや地域の心理的な支えとなったことも合わせて報告されている。

地域で配布されている新聞には、グラスルーツスポーツとして、学校のクラブやスポーツクラブで活躍をしたチームや子どもの記事が大きく紙面をとって掲載されている（資料7）。また、カンタベリー地方のローカルテレビ局である Canterbury TV では、セカンダリースクールのラグビー対抗



資料7) 新聞に掲載される地域のスポーツ情報 [Western News]

フリーペーパーとして配布されている地域の新聞である Western News には、GRASSROOTS SPORT のコーナーなどでプライマリースクールやセカンダリースクールのスポーツの対抗戦や、地域のクラブの活躍などが多くの紙面を割いて掲載されている。

戦が中継されている。地域への帰属意識の高いニュージーランドにおいては、地域のニュースに取り上げられることは名誉の一つである。このようなことから、地域のスポーツが地域にとって重要なコミュニティツールとして位置づけられていることが理解できよう。

V. 考察

クライストチャーチ市におけるスポーツ振興策の調査において、その特徴として第一にあげられるのは、スポーツとリクリエーションが市民の日常の中に深く根付いているところである。市内の中心には都市部としては世界最大級で、ラグビー場やゴルフ場などのスポーツフィールドを抱えるハグレイパーク (Hagley Park) があり、市内それぞれの住宅地の徒歩圏内には、広大な天然芝のグラウンドが確保されている。公園では、ランニングやウォーキング、サイクリングを楽しむ市民を見ないことはない。また、市営の総合スポーツ施設も市内にバランスよく配置されており、スポーツのみならず健康増進の場としても十分に機能している⁷⁾。そのような“場”に加えて、就学期の子どもは、プライマリー、セカンダリースクールに限らず、授業期間中は15時までには放課となり、また入学試験がないことから“時間”がスポーツやリクリエーションの時間として十分に確保されている。また国内法上、14歳未満の子どもには留守番をさせることができず、保護者の監督が必要であることから²³⁾、保護者の監督下や地域のスポーツクラブにおいて、スポーツやリクリエーションに興じる機会が数多く作られている。さらに、年間100万人がスポーツやリクリエーションのボランティアを行ったとの調査結果があるように⁶⁾、ニュージーランドではボランティア活動が市民に根付いている。このボランティアは、スポーツ現場における人的な資源の確保に繋がっている。スポーツの機会を創出する場所と時間が十分に確保され、そしてボランティアによる人材も満たされていること。これらはスポーツが市民に

根付きやすい重要な要件が備わっていると言えるだろう。

またニュージーランドの市民レベルにおけるスポーツに対する考え方や価値観も、生活の中でスポーツを肯定的に捉えやすくしていると考えられる。ニュージーランドでは、シーズンスポーツという考え方があり、サマースポーツとウィンタースポーツで実施される種目の変更されることから、夏季と冬季で異なったスポーツに取り組む子どもも多い。セカンダリースクールのクラブも、一部専門的にスポーツを行う(ラグビーなど)生徒はいるものの、ほとんどは学期毎にスポーツを変え、週2回程度それぞれの競技レベルに応じ、ゲームとしてスポーツを楽しんでいる。中西は、「現代社会においては、スポーツ手段論が支配的であり、それに対する批判も多々指摘されているように感じる・・・」と述べているが³¹⁾、ニュージーランドにおいては、スポーツを遊びや楽しみとして捉える「スポーツ目的論」の立場が強く、多様なスポーツを経験しながらそれぞれのスポーツの持つ遊戯性を楽しんでいる様子が伺える。

もう一つは、自国の文化とスポーツの結びつきである。現在、ニュージーランドはヨーロッパ移民文化とマオリ文化を主とする二文化主義を歩んでいるが、いずれの文化もフロンティア精神に富んでおり(マオリ文化には戦闘民族としても位置付けされている)、現在においてはスポーツシーンにおいてその精神が息づいている。ラグビーのニュージーランド代表チームであるオールブラックスがゲーム前に行うハカは、既に世界的に知られているが、ニュージーランドではプライマリースクールの対抗戦レベルにおいてもハカが披露される。また、ラグビーのみならず、バスケットボール、ネットボール、バレーボールといったチームスポーツでも同様に、試合前のハカが行われている。自国の文化と重ねられることにより、スポーツの価値や位置付けは更に高くなるとともに、国民の国への帰属意識を高めることにも繋がっている。更には、近年、オリンピック教育がマオリ文化であるハウオラ(健康観)が関係づけられ^{14, 16)}、それが学校のカリキュラムに導入されて成功を取

めている。オリンピックを自国の文化と結びつけることによって、オリンピック教育を通じたスポーツの倫理観や価値観の醸成がスムーズに行われることになり、結果として現在国が進める国際競技力の向上方策も効率的、効果的に進む一要因になっている可能性もあるだろう。

スポーツ政策がトップからボトムまで情報共有されているのも、注目すべきところである。その一助を担っているのが地域スポーツトラストの存在である。地域スポーツトラストは、地域のスポーツ政策の裁量権を持つ公益信託団体（Charitable Trust）であり、スポーツ・ニュージーランドや賭博収益基金からの助成により、自治体、競技団体、教育機関などと連携して、地域で独自にスポーツ政策を進めている²⁵⁾。スポーツを基軸に関係諸機関と横並びで情報共有をすることが可能な組織体であり、その結果、国レベルで進めるスポーツ振興策が、速やかに地域レベルに落とし込まれていると考えられる。

クライストチャーチ市では、2010年9月と2011

年2月の2回の大地震によって市街地の7割の建物が被害を受けた。スポーツ施設においても同様で、多くの施設が使用できなくなり、2011年のラグビーの世界カップニュージーランド大会の会場の一つとして予定されていたスタジアムも、建物の崩壊とグラウンドの液状化により使用できなくなった。しかし、その後すぐにスポーツ環境の整備のための組織としてThe Sport and Recreation Earthquake Leadership Group (SRLG) が設立された（図3）。この組織はカンタベリー地方の競技団体およびリクリエーションの組織体、大学、学校などのスポーツの利害関係者からメンバーが選出され、その組織が「Spaces, Places and People」をビジョンに復興計画の立案を行った。また、スポーツ・カンタベリー、クライストチャーチ市役所、Canterbury Earthquake Recovery Authority (CERA)、近隣の市役所などと連携しながら、スポーツ施設の整備とスポーツプログラムの開発・運営を進めた。復興を目指し、スポーツを基軸とした組織横断的な新たな組織が作られ、スポーツ以

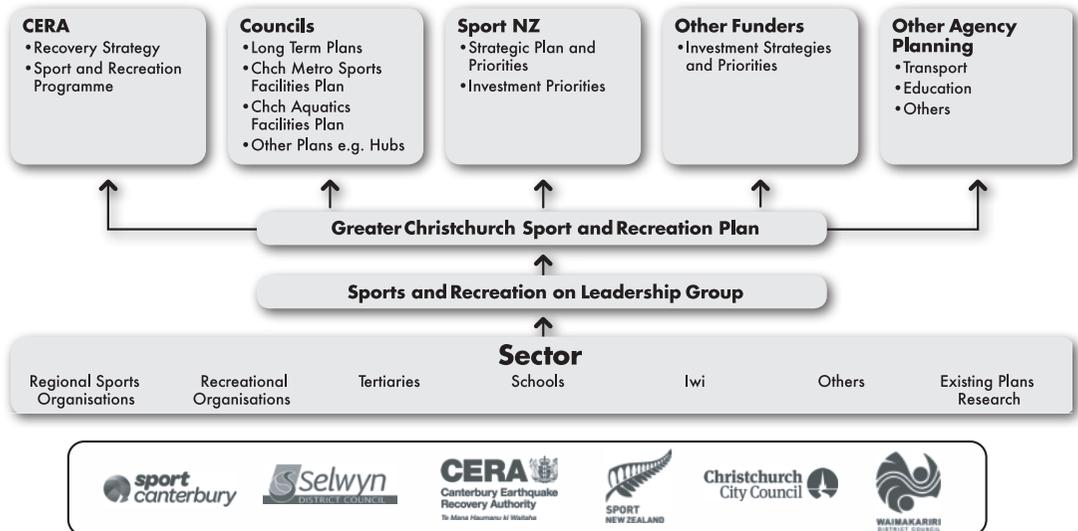


図3 カンタベリー地震からのスポーツとリクリエーションに関する復興担当組織 [Sport and Recreation Earthquake Leadership Group] (ウェブサイトより作図)

地域の競技団体、リクリエーションの組織体、大学、学校などからメンバーが選出され、復興プランを立案した。

外にも様々な復興計画がある中で、スポーツ施設のみを抜粋した形で復興計画が立案されるというこの事例は、ニュージーランドにおいてスポーツの文化的位置付けが極めて高いことを示していると言えるだろう。

VI. まとめ

ニュージーランドはスポーツ政策が成功している国の一つとして知られている。これまでのスポーツ文化^(※2)を礎として、地域においてもスポーツ振興のための人、物(場)、金、情報の条件が揃う仕組みが作られ、それぞれの組織の裁量権のもとにスポーツ振興が図られていることが、その背景としてあげられる。また、自国の文化とスポーツを関連付けた学習プログラムは、スポーツのリテラシーを向上させるとともに、スポーツの社会的地位を更に高くし、相乗的に自国への帰属意識をも高めることに繋がっていると考えられる。

2015年10月にスポーツ庁が設置され、2020年にオリンピックを開催する日本にとって、ニュージーランドの地方におけるスポーツ振興の現状から学ぶべきことは少なくないだろう。

付記

本稿は、平成27年度専修大学長期在外研究員制度の研究成果の一部、およびJSPS科研費26560420の助成を受けたものである。

※1 神奈川県川崎市多摩区は筆者が所属する専修大学の所在地であり、今後の大学におけるスポーツによる社会貢献活動の資料を得ることを目的としたことから、また町田市は筆者の居住地であり、本稿が現地に居住しながらの調査という性格上、主観的な比較が得やすいことから、両市区をクライストチャーチの市の比較先として選定した。人口規模が異なるため、データは人口補正、面積補正をして比

較を行った。

※2 ここで言う「文化」は、「人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果。衣食住をはじめ技術・学問・芸術・道徳・宗教・政治など生活形成の様式と内容とを含む。(広辞苑第6版・岩波書店)」を意味し、「スポーツ文化」はスポーツに関する文化を示す。

参考文献

- 1) 外務省「ニュージーランド」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nz/> (参照日 2015年5月10日)
- 2) MEDALS PER CAPITA
<http://www.medalspercapita.com/#medals-per-capita:2012> (参照日 2015年5月10日)
- 3) ニュージーランドラグビーユニオンウェブサイト
<http://www.nzru.co.nz> (参照日 2015年7月2日)
- 4) ワールドラグビーウェブサイト
<http://www.worldrugby.org/rankings> (参照日 2015年8月22日)
- 5) 文部科学省ウェブサイト「スポーツ実施率」
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jisshi/1294610.htm (参照日 2015年9月9日)
- 6) Sport and Active Recreation; Active New Zealand Survey
<http://www.sportnz.org.nz/assets/Uploads/attachments/managing-sport/research/Sport-and-Active-Recreation-in-the-lives-of-New-Zealand-Adults.pdf> (参照日 2015年9月5日)
- 7) クライストチャーチ市役所ウェブサイト
<http://www.ccc.govt.nz/> (参照日 2015年5月27日)
- 8) 川崎市ウェブサイト多摩区町丁別世帯数・人口
<http://www.city.kawasaki.jp/200/page/0000023769.html> (参照日 2015年5月15日)
- 9) 町田市 ウェブサイト 市の統計「人口・世帯」
<http://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/toukei/setai/> (参照日 2015年5月15日)

- 10) ニュージーランド教育省ウェブサイト
<http://www.education.govt.nz/> (参照日 2015 年 4 月 23 日)
- 11) ニュージーランドカリキュラムオンライン
<http://nzcurriculum.tki.org.nz/> (参照日 2015 年 6 月 10 日)
- 12) Ian Culpan, Hugh Galvan (2013) Physical Education in New Zealand: a Socio-Critical and Bi-Cultural Positioning. *Journal of Physical Education & Health*, 2012, vol. 1 (1), 31-42
- 13) Katie Fitzpatrick (2005). Hauora and physical education in New Zealand: perspectives of Māori and Pasifika students. *Waikato Journal of Education*, 11(2), 37-48.
- 14) 田原淳子ら (2007) ニュージーランドにおける学校保健教育—日本におけるオリンピック教育推進の手がかりを求めて— . 体育研究所プロジェクト研究報告書 . THE ANNUAL REPORTS OF HEALTH, PHYSICAL EDUCATION AND SPORT SCIENCE. VOL.26, 43-48
- 15) Durie, Mason (1994). *Whaiora; Maori Health Development*. Oxford University Press. p. 90.
- 16) 田原淳子ら (2008) ニュージーランド学校体育の「スポーツ学習」におけるオリビズムの位置づけ体育研究所プロジェクト研究報告書 . THE ANNUAL REPORTS OF HEALTH, PHYSICAL EDUCATION AND SPORT SCIENCE VOL.27, 87-91
- 17) ニュージーランド教育省 physical Education Online
<http://health.tki.org.nz>
- 18) 内藤暁子 (2000) 未来への指針—再評価されたワイタンギ条約とマオリの戦略— . 国立民族学博物館研究報告別冊 21 号 329-346
- 19) セカンダリースクールスポーツ評議会ウェブサイト
<http://www.nzsssc.org.nz> (参照日 2015 年 8 月 3 日)
- 20) プライマリースクールカンタベリーウェブサイト
<http://www.primarysportscanterbury.org.nz> (参照日 2015 年 8 月 3 日)
- 21) 渡部かなえ (2014) ニュージーランドの子どもの健康とプロジェクト・エネジャイズによる保健体育の授業への介入 . 青山学院女子短期大学紀要第 68 輯 141-149
- 22) 西尾建 (2013) ニュージーランドにおけるジュニア世代の“補欠をつくらない”スポーツシステムの紹介と提言 . 笹川スポーツ財団ウェブサイト <http://www.ssf.or.jp/topics/system/01.html> (参照日 2015 年 6 月 10 日)
- 23) Parliamentary Counsel Office
<http://www.legislation.govt.nz/act/public/1981/0113/latest/DLM53535.html> (参照日 2015 年 5 月 7 日)
- 24) 馬淵領吾 (2009) ホリデープログラムによる子育て支援 . 労働調査 2009 年 3 月号 1-2
- 25) スポーツ・ニュージーランドウェブサイト
<http://www.sportnz.org.nz> (調査日 2015 年 5 月 10 日)
- 26) スポーツ・カンタベリーウェブサイト
<http://www.sportcanterbury.org.nz/new-zealand/> (参照日 2015 年 9 月 5 日)
- 27) ニュージーランド警察ウェブサイト
<http://www.police.govt.nz/advice/personal-community/new-arrivals/english/prevention> (参照日 2015 年 9 月 5 日)
- 28) カンタベリーラグビーフットボールユニオンウェブサイト
<http://www.crfu.co.nz/> (参照日 2015 年 8 月 13 日)
- 29) バーンサイドラグビーフットボールクラブウェブサイト
<http://www.burnsiderugby.co.nz> (参照日 2015 年 8 月 13 日)
- 30) 永松昌樹、他 (2011 年) 大災害時に総合型地域スポーツクラブが果たす公共財としての役割に関する調査研究—クライストチャーチ大震災後の地元スポーツクラブの取り組みから—. *SSF スポーツ政策研究* 第 1 巻 1 号 . 130-139
- 31) 中西純司 (2012 年) 「文化としてのスポーツ」の価値 . *人間福祉学研究* 第 5 巻 第 1 号 . 7-24